

保医発 0305 第 11 号
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第 6 関係）及び保険薬剤師の
使用医薬品（揭示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）の第 6 及び第 14 に定められているところですが、当該告示については、令和 8 年厚生労働省告示第 68 号をもって改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなったところであり、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 72 号）の別表、揭示事項等告示の別表第 2 に収載されている医薬品、治療の一環として用いられるワクチン（別表第 3 に収載されている医薬品に限る。）及び感染症による危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品（別表第 4 に収載されている医薬品に限る。）について、保険医が施用又は処方すること及び保険薬剤師が使用して調剤することができる

こととしたものであること。

- 2 医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認の整理の手続がとられた医薬品について、揭示事項等告示の別表第1に収載し、経過措置品目としたものであること。

なお、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第1については令和9年3月31日限りとしたものであること。

- 3 揭示事項等告示の別表第1に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 2 7	1 1 7	6 0	0	4 0 4

- 4 揭示事項等告示の別表第2に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	9	3 2	4 5

- 5 揭示事項等告示の別表第3に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	1	0	0	1

- 6 揭示事項等告示の別表第4に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1	0	0	0	1